| | (十一) | (十二) | (十三) |
|---|---|---|---|
| 連動機構 | | 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器 | |
| 作動の状況 | | 設置位置 | 感知の状況 |
| イ　巻取り式 | 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。 | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 | (二十二)の項又は(二十三)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試 |
| ロ　バランス式 | 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。 | | |
| | 運動エネルギーが十ジュールを超えること又は閉鎖力が百五十ニュートンを超えること。 | 煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第千三百六十二号第一第二号ニ(2)十に掲げる場所に設けていないこと。 | 適正な時間内に感知しないこと。 |
| | 運動エネルギーが十ジュールを超えること、座板感知部が作動してから停止距離が五センチメートルを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと。 | 煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第千三百六十二号第一第二号ニ(2)十三に掲げる場所(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。 | |

| | (十四) | (十五) | (十六) | (十七) | (十八) | (十九) | (二十) | (二十一) | (二十二) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 連動制御器 | | | | | 連動機構用予備電源 | | | 総合的な作動の状況 |
| | スイッチ類及び表示灯の状況 | 結線接続の状況 | 接地の状況 | 予備電源への切り替えの状況 | 劣化及び損傷の状況 | 容量の状況 | 自動閉鎖装置 | 手動閉鎖装置 | 耐火クロススクリーンの閉鎖の状況 |
| 験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録があり、当該記録により確認することで足りる。 | 目視により確認する。 | 目視又は触診により確認する。 | 回路計、ドライバー等により確認する。 | 常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。 | 目視により確認する。 | 予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。 | 目視又は触診により確認する。 | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 | 煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン(二十三の項 |
| | スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。 | 断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。 | 接地線が接地端子に緊結されていないこと。 | 自動的に予備電源に切り替わらないこと。 | 変形、損傷又は著しい腐食があること。 | 容量が不足していること。 | 取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。 | 速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、操作に障害物があること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破りやすいプレートが脱落していること。 | 耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。 |